

# 広島市土地利用審査会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市土地利用審査会条例（昭和55年広島市条例第2号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき広島市土地利用審査会（以下「審査会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の互選)

第2条 条例第4条の規定による会長（以下「会長」という。）の互選は、委員の無記名投票によって行い、有効投票の最多数を得たものをもって会長とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじによって定めるものとする。

2 会長の互選につき、委員に異議がないときは、前項の規定にかかわらず、指名推薦の方法により定めることができる。

(会長の任期)

第3条 会長の任期は、その者が委員として在職する期間とする。

(会議の招集)

第4条 会議の招集は、会議の日の7日前までに、日時、場所及び議案を委員に通知して行うものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

2 会議は、次に該当する場合に招集するものとする。

(1) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）の規定により、その権限に属せられた事項を処理する必要があるとき。

(2) その他会長が必要と認めるとき。

(会議の議長)

第5条 審査会の会議の議長は、会長をもってあてる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、原則として公開しない。ただし、議長が特に必要と認めるときは、公開することができる。

2 前項の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に諮って傍聴人の数の制限その他必要な措置を講ずることができる。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を調製し、会議の次第を記録する。

2 前項の議事録には、議長が指名する委員2人が署名しなければならない。

(部会)

第8条 審査会は、その所掌事務について、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和55年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月19日から施行する。